

令和6年度 第4回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日時 令和6年8月7日（水） 午後2時～

▽会場 府中駅北第2庁舎3階大会議室

▽参加者 委員側 汐見会長、芳賀委員、河内委員、金子委員、西條委員、伊藤委員、植松委員、島田委員、田中委員、筒井委員、中田（徳）委員、畑山委員、藁田委員、日時委員、和田委員、山崎委員

事務局側 赤岩子ども家庭部長、関田子ども家庭部次長、奥野子育て応援課長補佐、平井児童青少年課長、加藤児童青少年課長補佐、石田子ども家庭支援課長、武澤子ども家庭支援課子ども家庭サービス担当主幹、藤川子ども家庭支援課長補佐、小柴地域コミュニティ課長、福嶋地域コミュニティ課長補佐、浦川保育支援課長、古田保育支援課長補佐、小森福祉保健部次長、扇山生活福祉課福祉総合相談担当主幹、向山障害者福祉課長、鈴木障害者福祉課子ども発達支援センター所長、濱田指導室教育指導担当主幹、石渡指導室長補佐、若山教育総務課長補佐、木佐貫子育て応援課推進係長、布目子育て応援課育成係長、石川子育て応援課母子・父子自立支援担当主査、高野子育て応援課指導検査担当主査、荻野児童青少年課放課後児童係長、新藤児童青少年課青少年係長、深川子育て応援課職員、永井子育て応援課職員、渡辺子育て応援課職員

▽欠席者 平田副会長、高橋委員、中田（公）委員、林委員

▽傍聴者 1名

事務局

皆さん、こんにちは。暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、ただいまより府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。本日、机上にて配付させていただきました資料は、「席次表」が1枚「府中市こども計画（仮称）新旧対照表」が1部の以上、2点でございます。

次に、本日お持ちいただきました資料が、「令和6年度第4回府中市子ども・子育て

審議会 次第」が1枚、「府中市こども計画（仮称）素案」が1部、そして、「府中市子ども・子育て支援計画書」が1部の以上、3点でございます。資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、事務局より3点、ご報告させていただきます。

1点目につきましては、本日の委員の出欠状況についてでございます。本日、欠席の連絡をいただいている委員は、平田副会長、林委員、中田公留実委員、高橋委員の4名でございます。本日の会議は、委員20名のうち16名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づきまして、有効に成立することをご報告させていただきます。

報告事項の2点目は、本日の審議会の傍聴についてです。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則によりまして、7月15日号の広報ふちゅう及びホームページで募集をいたしました。1名、傍聴の応募がございました。傍聴の可否につきまして、会長からお諮りいただいてもよろしいでしょうか。

会長

傍聴者が1名いらっしゃるということですが、傍聴を許可してよろしいでしょうか。では、許可いたします。

事務局

ありがとうございます。傍聴者が入場しますので少々お待ちください。

（※傍聴者 入場）

それでは、報告事項の3点目です。本審議会は後日議事録を作成することから録音しておりますが、皆様の発言を確実に録音するためにマイクの使用をお願いしております。マイクの受渡しは事務局でできるだけスムーズに行うようにいたしますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、早速議題に移らせていただきますので、ここから先の進行につきましては、会長、よろしくお願いいたします。

【次第2 議題（1）府中市こども計画（仮称）素案について ア 前回からの修正点、計画における少子化対策について】

会長

皆さん、こんにちは。

それでは、本日の議題1に入ります。議題1、「府中市こども計画（仮称）素案について」、まず、「前回からの修正点、計画における少子化対策について」の説明をお願いいたします。

（※事務局 次第2 議題（1）アについて説明）

会長

ありがとうございました。前回からの修正点と計画の少子化対策についてご説明いただきましたが、何かご質問ございませんでしょうか。

まずは、前半の修正点の赤で書かれておるところに限定して議論したいと思いますが、何かございますでしょうか。

新旧対照表の最初に、「みらい」を子ども家庭支援センターとして位置付ける、と記載がありますが、これは、児童福祉法が変わり、各自治体で子ども家庭センターの設置が努力義務化されました。今回の改定は総合化することですから、子ども家庭センターをつらなければいけなくなったのですが突然だったので、改めてつくるというよりは、みらいを子ども家庭センターとして位置付け直す代わりに、みらいの機能を高めていくということが書かれています。

それから、産後ケア事業に赤が入っていますが、この産後ケア事業を強めるというのが今、国の1つの大きな方針になっています。産後のケアを大事にしていこうということで、助産院等でも、産後ケアセンターをつくるというようなことが、どんどん増えていますね。産後は、食事を作ることも大変なので、食事をとることができる産後ケアセンター等もあちこちできています。そういう産後ケアを充実させるということを1つの方針として、ここで掲げているわけです。そういうことを念頭に置いて読んでいただければと思うのですが。

それから、58ページの、施策の方向性では、もっと気軽に相談できるようにということで、オンライン、その他のやり方をもっと充実させていくというところは、かなり重点になっています。ネットや電話などのいろいろなもので気軽に相談できるというシステムを整えていかないと、わざわざ出かけていくのは、ハードルが高くなってしまいますよね。そのハードル下げようということです。

はい、ではお願いします。委員。

委員

52ページの施策の方向性について、「妊娠時から切れ目のない支援はもとより」と書いてあるのですが、現実問題として、「みらい」へ通っている家庭の中でも、担当者が途中で代わって話が通らないので、「もう相談しなくてもいい」と思ってしまうという話も聞いたりします。

フィンランドのネウボラは、切れ目がなく、なおかつ子ども・お母さんの相談先が全部1つになっていると聞いております。「みらい」に、何パーセントの人に担当がついているのか、一方で全く相談をしたことのない人たちはどのくらいなのかと聞いたことがあります。やはりごく一部しか関わっていないのが現状のようなのですよ。なので、切れ目のない支援はもとより、例えば25%を3年後に80%にするなど、具体的に記載されていてもいいかなという気がします。素案に書いてあることは大変素晴らしいと思うのですが、どうですかね。もしそれができないのであれば、子どもの居場所と一緒に、府中の場合だと学童と放課後子ども教室に関しては、家庭やお母さんの支援があまりないので、全国を見るとあるようですが、児童館で専門の先生がいるようなところで中学生のお母さんも含めて、どんな悩みがあるかを掘り下げられるような新しい取り組みがあるといい。

今、文化センターもあり方協議会があって、どうやって変えていこうかという話が出ているのですが、児童館と名前はあがあるが、高齢者の人が使っている、子ども、小学生を主に遊ばせるだけの話で、機能はしていないと思うのですね。そこまでこのこども計画でやるのは難しいのでしょうかという意見です。

会長

さりげなくおっしゃっていましたが、かなり本質的な問題だと思います。何か今のことについて、考えなどございましたら、お願いします。

委員

もう少し補足すると、例えば今、小中学校で大変難しいのがいじめと不登校の問題ですが、小学校から不登校だから中学校で来てもしようがないとかね。この問題に対して、切れ目のない支援で、家庭の中まで見回して接点を持つというシステムができれば、すごいと思うのですが。今のみらいでは始まったところくらいしかないような気がする

ので、そこまで書いてもらったら大きな期待と希望が持てると思うのですが、いかがでしょうか。

会長

例えばこんな文言を入れるなどがあれば、おっしゃってくださればいいのですけど。

委員

先ほどお話しをしたように、現状、相談したことのない母と子が圧倒的に多いと思うのですよ。課題のある子どもに担当をつけるとお聞きしたのですがフィンランドのように100%関わる、というように数字で示してもらえるといいと思います。現状、関わりのある母と子の割合は分かりませんが。

会長

なるほど。具体的におっしゃってくださると答えやすいと思います。数字目標を入れたらどうかというようなご提案でした。事務局、どなたかお答えください。

事務局

府中市で様々な計画をつくっておりまして、1番最高位のものだと総合計画というものがありますが、現状これからの方向性をお示しすることはあっても、計画の中で具体的な目標までは設定していない状況です。

今後、計画を評価していくに当たって、具体的な目標や、施策の評価基準を設定することはありますが、計画そのものでは何を何%にするなどの具体的な数字は掲げていない状況ですが、今日いただいたご意見は、もちろん受け止めさせていただきます。ただ、計画の中で入れ込めてないというのが府中市の現状でございます。すみません。

以上になります。

会長

どうですか。

委員

現状だけでもいいと思います。目標も100%として、「いつまでに」と記載しなくてもいいと思います。やはり、「妊娠時から切れ目のない支援をもとより、子育て家庭

に寄り添った支援の充実に努めます」という書き方では、足りないかと思います。

会長

勝手に解説のようなことを申し上げますと、国が、10年ほど前から、子ども・子育て関連3法という法律で、子育て支援に関する施策を掲げています。その中に新しい子育て支援が1つあり、行政はいろいろと取り組んでいるけども、市民は知らない。だからほとんど活用されていない。そういうものが随分あるというわけですね。そこで、利用者支援と言いますが、利用者から相談があった場合、支援を受けることができる先を斡旋するセクションをちゃんとつくりなさい、というわけです。利用者支援には2種類ありますが、行政の中にあるものについては、あるものを最大限活用していくというビジョン、つまり利用率がやはり1つの目安になるということです。あっても使われていないのであれば、新しいメニューを増やすよりは、利用者に周知を徹底していく。そういうやり方でないと、お金の無駄遣いになることがあるということです。

なので、今の基本的な方向は、なるべく利用率を上げていくことが基本目標になっているのですね。そのために利用者支援の事業に取り組み、利用率を上げていけ、ということになっています。なので、切れ目のない、というのは大事なことのだけども、もう1つは利用率を上げることが大事ですね。利用率を上げるという目標があると、宣伝の仕方を変えなければいけないなど、いろいろと考え始めるわけです。そうでないと一般論で終わってしまいかねないということが委員のご心配だったと思うのですがね。

ここに書くかどうかということは別として、施策の有効利用について、もう少し、何か一言書いておくとうまいというようなご意見でした。行政にも考えていただこうと思います。

ほかに何かございませんでしょうか。お願いいたします。

委員

58ページに、「オンライン子育て相談事業」の記載がありますが、このオンラインは1番利用率が高いものを利用されたほうが良いと思っています。行政側で、まず何を使おうと考えられているのでしょうか。

もう1点妊婦等包括相談支援事業で、高齢者の包括支援事業と似たような形で府中市内を分割し、その地域の妊婦の包括支援事業をされるのか、また、電話相談として電話をかければ相談された方が行きやすい場所の窓口をつくるのかを教えていただきたいと思います。

質問が2点です。お願いいたします。

会長

今のご質問よろしいでしょうか。趣旨が、分けたら2点になると思いますが。

事務局

まず初めに「オンライン子育て相談事業」になりますが、既に実施している事業でございまして、こちらは委託で行っております。ウェブかアプリで申込みができるようになっておりまして、その方の実情に応じまして、チャットで24時間受け付けており、相談を送って24時間以内に答えが返ってくる。もしくは夜間相談で、10時まで、お医者さんと助産師さんと小児科医の担当の先生を選んで、10分間相談できるというものを実施しているところでございます。そちらについて、かなり丁寧に答えていただいたり、お母さんたちが、日中でなくて、お子さんが寝た後に相談できたり、病院に行ったほうがいいのかと迷っているようなところの相談ができるということで、かなり好評を得ていますので、こちらを充実していきたいというところで、計画の中に記載させていただいたような状況でございます。また、登録や利用の回数も述べているような状況ではございますので、ここで申し上げておきます。

2点目に、妊婦等包括支援事業については、今まで行っておりました、出産・子育て応援交付金という、保健師等の面談や新生児訪問を受けていただいた方に、妊娠中5万円、出産後5万円をお渡ししている事業と、伴走型相談支援という、妊婦面談や8か月のアンケート、面談という事業をあわせて「妊婦等相談支援事業」という形で実施するようにと、法改正がされましたので、こちらの記載を修正させていただいたような形になります。今まで行っておりました給付事業と相談支援事業をあわせて効果的に実施していくというところで、記載させていただいたような状況になります。

以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。

委員

もう一步踏み込んでお伺いしたいのですが、オンラインは文章でのやり取りのみですか。動画で実際に顔が見える状態でという形で行っているかどうかを確認したいです。

お願いいたします。

事務局

説明不足ですみません。その方のご希望に合わせて、チャットも、電話相談も対応可能です。そのほかご希望があれば、予約制でドクターと10分間オンラインで面談ができるものもございます。

以上です。

会長

よろしいでしょうか。参考のために、府中市内に開業している産婦人科医、助産師さん、小児科医というのは幾つぐらいずつあるのですか。

事務局

会長、すみません。詳細な数は今お伝えできないのですが、小児科専門で開業しているところはおおむね10か所程度だったと思います。

会長

開業の助産師さんというのは何人ぐらいですか。

事務局

開業の助産師は、今助産師会に登録していた7か所ほどだと思います。

会長

7か所ぐらいあるのですね。

事務局

正確な数字がわかる資料を持ってきておらず申し訳ないのですが、乳房相談などができるところは5、6か所だったと思います。

会長

何でこんなこと聞いているかというと、病院でも産婦人科が撤退するというようなところが増えていて、若い医者で1番成り手が少なくなってきたのが産婦人科なのです。

ね。その理由は、訴訟が最も多いからです。それで今あちこちで産婦人科が不足しています。なので、府中は産婦人科が足りているのかどうか、何かあったときに、妊娠したときに、すぐ産婦人科に駆け込めるのかどうかなど。

それから、実は開業の助産院というのが僕はこれから一番大事だと思っているのですが、開業するためには、いざとなった場合に産婦人科の人たちが駆けつけてくれるという提携を結ばなければ、開業できないのですよね。国分寺では志の高い産婦人科のお医者さんがいて、1人で開業の助産院を全部引き受けているので、そのおかげで開業できているということがあってね。そういうことで、自分たちで開業してあげたい。だけど産婦人科が応援してくれないと実は開業できないということがあってね。府中のその実態を知りたかったのですけども。

子どもを産みやすいという環境において1番いいのは、近くに助産師さんがいて、何でもそこへ相談に行けるという環境です。産婦人科になるとハードルが高いのですよ。なので、そういう社会にどのようなふうしてもう1回戻していくかということですよ。

大事なご質問をさせていただいたのですが、とにかく今はすぐに電話相談やオンライン相談ができるということが制度としてあるのだということは、私たちも理解しておかなければいけないことだと改めて考えました。ほかにございますか。また、思いついたら言ってください。

それから、もう1点、素案の46ページの四つ葉のクローバーの4つ目に、少子化についての文言を入れたとご説明がございました。これについて何かご意見ございますか。要するに少子化問題に取り組むという宣言なのですけどね。出生率を回復していくということに、府中市としても取り組みますと。ただ、何か1つ取り組めば何とかなるというものではないので、総合的に取り組んでいくというようなことが書いてあって、逆に言うと何があるか何も書いていないなということにも取られかねない。しかし、少子化については書きようがないというのもありますね。でも、少子化問題には取り組みますということを一応宣言しておこうということですよ。行政にも少子化対策局があるという、そういうわけではないので、それぞれが考えていくしかないというところがあります。よろしいですかね。ただ、次の文言を少し工夫してください。文頭で「少子化における課題は」と記載があるのに対し、文末は「様々な要因が挙げられます」という記載になっていますが、これでは主語と述語が対応していません。少子化における課題は、様々な要因があって、少子化の要因は〇〇など様々な要因が挙げられますというような文章の整理をお願いいたします。本質的なものではないですけどね。ほかになれば、その先に行きたいと思いますが、よろしいですか。そういうことで、4つの柱になったという

ことだけは、頭に置いていただければと思います。

それでは、議題アが終わりまして、今度はイですね。基本目標3、学齢期から青年期への支援の説明をお願いいたします。

【次第2 議題（1）イ 基本目標3「学齢期から青年期への支援」】

（※事務局 議題（1）イ について説明）

会長

ありがとうございました。今のご説明は、学齢期から青年期の子ども・若者への支援活動をどう展開していくかということについての基本施策でございますが、施策6が子どもの居場所づくりですよね。子どもたちに何とか自分らしくいられるような居場所を提供していこうということですね。行政は提供するけれども、それを居場所と感じてくれるかどうかはまた子どもたちの問題で、その往復活動によってそういうものが実現していくだろうということですけども。今の社会の中に子どもたちの場所が本当になくなっているということがありますよね。それから、多面的な支援では、精神的な悩みや若者の鬱が増えているというようなこともあるため、支援が大変難しいということになっていきますけども、ここであれば支援できるのではないかということを書いたくださっているような気がいたしますが、どうぞご自由にご意見どうぞ。朝日新聞が随分問題にしている学童なんかも。では、委員お願いします。

委員

こどもたちの居場所づくりなど、普通に読ませてもらうと、どこの市も一緒かなと、府中の特色みたいなものが描ければなと感じました。

府中というのは、地域、要するに大國魂神社のお祭りを通しての地域での活動で、お囃子であったりというようなものが強いところだなと。この文章の中でも府中のそういう特色みたいな、お祭り、地域、青年とかが少し出ているといいなと感じました。

以上です。

会長

面白いご意見ですね。今おっしゃったのは、書いていることは分かるけども、どこの市が書いても同じようなことになるのではないかというね、府中らしいなというところ

をもう1つ、2つ出せないかということで、例えば、祭りへの子どもたち、若者たちの参加とかね、そういうものをもっと積極的に呼びかけるだとかというのは。

今聞いていて思い出したのだけでも、福岡市は、天神祭りに若者が参加できるかどうかによって、一人前になったかどうか評価される。だからそれを夢見て早く参加させてくれと、その代わり参加したら責任を課せられるわけですね。でも参加できないと一人前とみなされないというね。だから、祭りが一人前になる1つのきっかけとして位置づけられているようなところもあって、今福岡は生活しやすい場所として評価高いのですよね。

そのような方向がありますのでせっかくお祭りがあるのだから府中らしさをというご意見でしたが、事務局に聞く前に、そういうのに対して皆さん何かご意見ないですか。はい、お願いいたします。

委員

今、お話しがでたお祭りつながりで思うのですが、地域のお祭りにこの夏で3回行きましたが、子どもが大勢いて、その中には学校に少し行きにくい子もいます。なので、お祭りなどの府中の特色を活かすというのは、本当にいいご意見だなと思いました。

会長

なるほど、ありがとうございます。府中の中学生、高校生、小学生なんかも参加する祭りは何があるのですか。

委員

盆踊り。

会長

もう少し府中らしい祭りはありますか。

委員

毎週行っているので、各地域でやぐらが…

会長

みんなあちこち回っていくわけですね、なるほど。それもいいですね。企画もやぐ

らづくりも全部子どもたちにさせてしまえばいいね。あるいはそれを若者が指導するとか。

委員

府中というと、1番は5月5日の例大祭で、子どものときから、お祭りで、5月5日の例大祭の3日間お正月よりもにぎやか。そして、いろいろな先輩方がいて、それが今になっても関係が変わらないのですよ。

今、委員がお話されていたのは、各文化センターの祭りです。自分も地域の文化センター祭りに行くと、子どもたちが本当に多く集まって、そこに学校の先生も来て、顔をあわせる。

例大祭の山車を引くのにも学校の先生が一緒について回っているのも、とてもいい光景だなと感じています。

会長

はい、では委員。

委員

施策8の「青少年」という表現と、あと57ページの「若い世代」という表現。今問題にしている少子化を考えたときに、若い世代へのアプローチを府中ならではのやり方で、もっと行えばいいのではないかなと。

例えば府中には大学などもありますし、あと高校生にしてもそうですし、未来を担ってくれる若い世代に対してのアプローチについて書かれてもいいと思います。

会長

なるほど。

71ページの青少年と若い世代というのは重なっているのだと思うけども、ニュアンスが違うので、若い世代にという表現を71ページでも、ということでしょうね。今、自由に意見を出していたので、事務局は答えようがないと思うのですが、何か行政のほうで、こういうことも考えています、などあったらどうぞ。特にもう少し、若者を府中らしい企画、例えば府中の祭りにもっと参加させて元気にしていこうというような、そういうのが入ってもいいのではないかなど。はい、お願いします。

事務局

こどもの居場所づくりにおける、府中らしさの記述に関してですが、こちらの文案はアンケート等を基に作成されていることから、全国的に同じような記述にはなってしまっているのかなというところがございます。しかしながら、ご意見いただいた府中らしさという観点については、議論していなかった部分になりますので、記載については、どのようなところまで踏み込めるか分かりませんが、事務局と調整させていただきたいと思います。

以上でございます。

会長

お祭りのことがもし一言入っていたら、後で見たときに、記載があるからもっとやろうということになるかもしれませんね。

ここにはあまり出てこないのですが、若者は今夏休みですよ。どこにも子どもの声が聞こえない、遊んでいる姿が見えないという時代、社会に80年代からなっていたと言うのですよね。要するに、若者は遊ぶ場所がなくなってしまった。それまでは道路で遊んでいたけれども、道路が遊ぶ場所ではなくなっていました。「飛び出す車は急に止まれない」という標語をつくってしまって、子どもに向かって言ったのですよね。「それはおかしい、運転手に向かって「飛び出す子どもは急に止まれない」と言うべきではなかったか」と、そのように言った日本人はゼロでした。結果として子どもは追い出されてしまって、80年代で家の中に入り込んだら、早速日本は、いろいろな企業がゲームをたくさんつくっていったわけです。世界で1番ゲームで遊ぶ子どもたちになってしまった。結局、それだけではやはり子どもがしっかりと育たないことが分かってきたから、何とかしなければならないことは分かっているのだけれども、場所がない。普段、ここに行ったらみんな遊んでいる、という場所はないけれども、お祭りがあるとみんながいるわけですよ。

なので、もう少しリアリティーのある府中らしさをもう一工夫、探しておいてもいいのではないかというのは大変よく分かるご意見でした。事務局に少し工夫していただくということで、先に行きたいと思いますが、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

それでは、少し書き方を工夫していただくということで、ウ、基本目標4、ひとり親家庭への支援をお願いします。

【次第2 議題（1）ウ 基本目標4「ひとり親家庭への支援」】

（※事務局 次第2 議題（1）ウについて説明）

会長

基本目標の4は、ひとり親家庭への支援ということでございます。格差が広がっている社会の中で、ひとり親家庭の困難はやはり大変になってきているのですが、それを社会的に何とか支援していこうというのが、この中身になっています。何かご意見、ご質問ございますでしょうか。はい、委員、お願いします。

委員

お母様のひとり親家庭の場合と比べてお父様の父子家庭に関する支援が比較的少ないというふうにお聞きするのですけれども、父子家庭と母子家庭の支援の差はあるのでしょうか。

会長

どなたかお願いします。

事務局

児童扶養手当等の様々な手当や支援など、いろいろな制度がある中で、基本的に対象は同じです。ひとり親というところで母子も父子も対象になります。ただ、所得制限等がある場合に、やはりお父様のほうが所得が高いという状況が多く、結果として支援を受けることができる方は、母子家庭のほうが多いのかなというところがございます。入り口での分けというのはない状況です。

以上です。

会長

OECD（経済協力開発機構）が示す相対的貧困については、母子家庭の半分が貧困層ですね。もっと高いのは韓国ですね。なので、次の基本目標5にあるヤングケアラー問題も、貧困と関連していて、貧困家庭に多いのですよね。中高生で、家庭のためにバイトをやらざるを得ない、食事を作るのは子どもだ、というような家庭もだんだん増え

てきているということですが、そういう家庭をどう支援するかということと、ひとり親家庭というのは重なるところがあります。

女性と男性のひとり親は収入が大分違うのですね。100何万ほど違っていましたが、アンケート見ましたら。なので、収入制限で支援を受けられないというようなことは、男性のひとり親家庭にはかなりあるのではないですか。はい、ではお願いします。どうぞ。

委員

私は生きづらさを抱える子ども・若者の家族支援をしています、最近、ひとり親の父子家庭の相談が増えているのですが、父子家庭は収入が高いと思われがちで、ひとり親家庭の相談窓口に行っても、父子家庭だと、門前払いされる場合があると聞くことがあります。

話をよく聞くと、離婚後、頼れる家族がいなくて、子育ても家事もすべて1人で対応することになり、残業もできず、休みがちになり、正社員だった会社をどうしても辞めざるを得なくなってしまった。働く条件を勘案すると、派遣の仕事しかなく手取りが少ないと相談されます。では、収入をあげるために資格を取るなりスキルを身に付けましょうと勧めますが、ひとり親家庭の自立支援の事業で資格取得の相談をするために、父親が電話すると、門前払いされるところがあるそうなので、府中市はそういうことがないと信じています。

父子の方もこのコロナ禍で、残業ができず、収入がかなり厳しい生活をされている方がいらっしゃることを知っていただきたいと思い、お話いたしました。よろしくお願いします。

会長

ひとり親家庭自立支援員の方の研修でも、そのあたりのことは丁寧に伝えていかないと。確かにそうですよね。今本当に残業ができなくなったり、子どもが熱をだしたから仕事を休まざるを得なくなったり、というようなことで正社員を辞めざるを得ないという人も確かに多いということを聞きますのでね。なので、男性だからということで決めつけないように対応していただきたいというご意見でした。

ほかに何かございますでしょうか。はい、では委員、もう1回お願いいたします。

委員

もう1つですが、制度があるにもかかわらず、知らずに受けられない制度があるところに関しては、やはりどうしたら隅々まで情報を伝えられるのかが大きな課題かなと思うのですが、府中市さんはどのような工夫を現在されているのか教えてください。

会長

これはひとり親家庭に限定するわけではなくて、付け加えて説明いたしますと、貧困とは何かという研究がたくさんあるのですよね。お金がないというのを貧困と考えていると、それは大間違いだということですね。お金がないのは貧乏と言うのです。貧困は、例えば情報にアプローチする能力が著しく欠けている、それから、もう1つは頼る人がいないという人間関係の貧困が1番大きいというわけですね。孤立しているために全く情報が入ってこなくて、情報へのアプローチがなかなかできないという、決定的な貧困問題だというわけですね。そのような人間関係の貧困や情報アプローチの貧困のほう が現実には大きくなっていく。なので、手当などでお金が入れば解決するかといったら、そうではないのですよね。なので今おっしゃってくださったように、情報にアプローチすることが上手な人については特に問題ないけども、普段からそういうことを考えて頼るということをやってこなかった人は、どうやって情報に接近していけばいいのか、その辺りをこちらからアウトリーチしていかなければいけないということですよ。その辺りのことについて、もし行政で何か議論したことがあればお知らせくださいますか。はい、お願いします。

事務局

ここで始めた取組なのですが、新庁舎に移り市民の方から見えにくい場所に職員がいたりするので、手続で子育て応援課に見えたひとり親の方については、全ての方に「相談員が1度ご挨拶させていただいてもよろしいですか」というようなお声をさせていただいています。また、時間がない方についても、「何かあったらご連絡ください」というような形でお声をしています。その場で実際にご相談いただき、実はこんなことに困ってしまして、というお話につながることもあります。

以前、市民の調査の中でも、ひとり親支援については意外と知られていないということがありまして、相談員もとてもショックを受けたため、これはアウトリーチだということで、窓口に来た方については、お声をかけて顔見せをして、何かあったときにはここに来てほしいという、メッセージをお伝えするというような取組をしているところです。

まだ始めたばかりですので、実際にそれがどうなったかというところまではお伝えできないですが、そのような取組は始めている状況でございます。

以上です。

会長

ありがとうございます。これはなかなか難しい問題で、おそらく、孤立している人を減らすというか、お話をしているうちに、いろいろな情報が伝わるのが1番だと思うのですよね。なので、子ども食堂や町でたまり場のようなものを上手につくり直していくというのでしょうかね。行政もなかなかできることではなく、民間の力を借りるしかないかもしれないですよね。行政はそれを応援していけばいいのでしょうかね。これ僕らここで、子ども・子育て審議会でいろいろ案を出して、モデルをつくってみようなどがあればいいのかもしれないですね。

行政も一生懸命考えて対応していると思うのですが、これはやはり民間の問題かなという感じがしますけどね。

はい、ありがとうございます。これ今日で答えが出せるような問題ではないのですが、何かほかに気がついたことあれば、お願いします。

委員

会長のお話を聞いて、相談や、給付のお金による支援は限られていて、本当お金でも解決できないことがあるのではないかなと感じました。

最近、何かで子どもがクラブ活動をしたくても親はとても送り迎えできる状態になくて、子どもの夢をかなえられないと読みました。本当であれば、どの子ども平等でなければならないなと思います。なので、今少し思ったのが、会長もお話しなさった町のたまり場や食堂のようなところに話をすると「じゃあ、俺がやってやるよ」となるようなことができないのかなと思いました。行政とは少し違ったことを、みんなで集まって、何かできないのかなと実感しました。

以上です。

会長

いつかそういうことを皆で話しあいたいなと思っているのですけどね。これも行政がやるのは大変難しいのだけども、今、子ども食堂とおっしゃってくれましたよね。

孤独でつまらないなと思っている高齢者がたくさんいる中で、活動的な人たちが子ど

も食堂の存在を聞いて来る。そうすると子ども食堂に来ている子に、学校の勉強を教えるという交流があるため、お年寄りに課題ができる。自分のやる仕事が見つかってくるという形でいい循環が始まりますよね。要するに地域みんなのたまり場食堂というような場所がもっとできるといいですね。

昔は、地縁、血縁とあったけれども、今は何もないじゃない。なので、そういう意味で縁をつくり直していく。そのようにして、助け合うことが出来るような場所を上手にたくさんつくっていくことが1番の子育て支援なのかもしれないとかね。

そして、そのような場所づくりをこの子ども・子育て審議会のメンバーが率先して始めるぐらいにできないかなんて勝手に思っていたのですけどもね。

今、委員がおっしゃってくださったことは、行政に任せるのではなくて、私たち自身ができることをやらないと子育て支援にはならない時代になってきているのだと思うのですよね。

委員

行政さんへの質問ですが、74ページのひとり親家庭自立支援事業の「ホームヘルパーを派遣し」とあるのですが、これはどうしたら派遣してもらえるのでしょうか。また、実際に派遣してもらっている家庭、多分お父さんはプロパーで働くから年収も高いけれど、その分家庭にいる時間が減るので、委員がおっしゃったヤングケアラーじゃないですけど食事や風呂まで全部自分で入って、寝た頃お父さんが帰ってくるという状況かもしれない。このホームヘルパーの派遣の対象や派遣までの流れを質問したいです。

会長

お願いします。

事務局

こちらのホームヘルパーの派遣ですが、東京都や国の制度にのっとった形で実施しているものになりまして、離婚したばかりで、1人になってしまって生活が回らないという方や離婚後2年以内の方、小学生のお子さんがいらっしゃって、急な残業や子どもを連れていくことができない学校の行事があるというようなときに使っていただくものになります。ですので、経常的に、いつまでもという制度ではないため申し訳ないのですが、一定の枠を設けて派遣させていただいているものになりますので、ご相談等いただければ、ご家庭の状況を聞きながら活用というような形になってまいります。

以上です。

会長

それは行政のどこの窓口に申し込むのですか。

事務局

子育て応援課になります。

会長

応援課ですね。

事務局

はい。

委員

すみません、基本的なこと聞いていいですか。

会長

ええ、そういうことが大事だと思います。

委員

子育て審議会だから意識したことなかったのですが、青少年は一応29歳までということで、定義的にこちらの文書に書いてあるのですけれども、若者はどう捉えられたらいいのか。若者就労支援している人間として、今さらながらすみません、教えていただきたいと思います。

会長

何か若者の定義ありました。はい、お願いします。

事務局

私からご説明いたします。いろいろな用語で法律上の定義などがありますが、1番分かりやすく書かれてあるのが、素案の3ページの下の枠で囲ってある部分になります。

「子ども・若者」という記載のあった場合の定義は、おおむね30歳までの対象者を示すと定義しております。

委員

分かりました。「若者」という単体の言葉を使うと、若者支援39歳までで、厚労省からは49歳まで支援と言われているので混乱してしまったのですが、最初を書いてあったのですね、大変失礼いたしました。これで理解できました、ありがとうございます。

会長

こども基本法の「心身の発達の過程にある者」でいえば、私今でも心は発達していると思っているのですが。死ぬまで発達していると思いたいものね。ずっと子どもです、と思いますもんね。そういうことだそうなので。

もし今日の議題の中で何か言い残したことがあれば。では、委員。

委員

申し訳ないです。

会長

いえいえ、どうぞご遠慮なく。

委員

67ページの施策の方向性で、「中高生の居場所づくりに関しては、既存の公共施設の利活用を検討し」と、「踏まえ、通信等の環境面を整備しつつ、中高生の意見を聴取しながら推進していきます」と記載がありますが、居場所づくりにおいて、Wi-Fiの使用についてはどちらかというとゲームは体に悪いということで、なるべく禁止としていたのですが。ふと、中高生が集まって何をするかと考えると、スマートフォンを使用しているのではないかと思うので、始めから禁止ではなく、通信等の環境面を整備するというのを少し推進したらいいのかなと思いました。

以上です。

会長

なるほど。スマホやタブレットを持っていたとしても、その空間にWi-Fiが飛んでいなければネットは使えませんので、使い方が非常に限定されてしまい、子ども同士がネットゲームで遊ぶことはできないというわけですね。ですから、Wi-Fiは飛ばせない、というようなやり方だと、ほかの遊びが多様にできるわけではなく、小さいときから面白いゲームがそばにある環境で育った今の子どもたちは、何して遊んでいいかわからないような状態になってしまうというね。なので、通信環境等をうまく発展させれば、若者の新しい居場所としてもっと機能していくのではないかという。場合によってはWi-Fiを使わないようにするのはなくて、使えるようにしておいてあげたほうが、実は子どもにとっては居場所になるのではないかというご意見だったね。

恐らくこのことについては、いろいろな意見があるので、一方的ではなくて、検討会や意見交換会の場を持つなどしてから判断していただきたいというご要望として受け止めていいですか。ということです。ありがとうございます。お願いします。委員。

委員

同じく67ページの学童のことについて、少しお話をさせていただければと思っております。

今現在、学童クラブも民営委託がされていますが、保護者の方々から学童クラブの現状について、一定の基準を超えた運営が出来ているのか、また質の高い環境ではないというような心配なお話をお聞きする機会があります。ケガに対する適切な処置に対しても不安な声が保育園にとどいています。この後も民設民営の学童クラブを積極的に促していくとありますけれども、その前に記載がある多様な体験・活動ができることと環境整備を目指すというところに、特に力を入れていただけるとありがたいと感じています。やはり学童クラブでも、子どもたちが質の高い、適正な育成が受けられるような支援やサポート、指導等々を行っていただければと思います。

会長

学童保育は、これからずっとここでも議論していかなければいけないことだと思います。根本の問題が、保育園に200万人以上が通っていても、学童になると、定員がその半分以下になってしまう、小学校に入ったら保育を受けなくても済むようになるはずなのに、その制度が遅れたのですよね。

日本は、幼児の保育はすごく頑張ってやってきたのですが、学童の保育についてはほとんど制度化してこなかったのですよね。そのために小学校に入ったらお母さんは

働けなくなって、辞めざるを得なくなるというような方もかつてはたくさんいらっしゃいました。そこで、ようやく少し手を入れようということになってはきているのですが、学童保育は保育士の資格があればできるのだけでも、学童の保育と幼児の保育、赤ちゃんの保育は大分違いますから、もっと専門的な勉強をしなければいけないのだけでも、それを支えるようないろいろなシステムがないのですよね。

僕らも大分前に学童保育学会というのをつくったのですよね。でもやはり、学会としても学童保育のことを研究しようという研究者が多くはいないものですから、学会としてはあまり発展しなかったのですよね。今は、学童保育の場所をつくるのは大変だから、学校や企業で行うというところがすごく増えてきています。けども、やはり校長先生としては、学童保育で勝手に教室が落書きされたりするのは、ご免被るところがありますから、管理責任上の問題もいろいろ出てきて。保育園では、学校の空き教室でつくれということはあまり言わないのですよね。なので、本来学童の保育も場所をつくっていくべきなのだけでも、財源が要ることですから、実はいろいろと課題が残されている世界です。

今はとにかく学童では40人以下にしろという基準があります。でも、実際に40人以下で運営されていないところもたくさんあって。先生方も、本当の指導員の研修というのは丁寧に行われていると限らないとか多いですから、結局子どもたちはけんかしないように宿題をさせないといけませんということで、先に学校の勉強をやらせなさいというのがあって、あまり遊んでないのですよね。そういうところも実はかなり多くて、課題がたくさんあるという。子どもたちの自治に委ねながら、面白い世界を自分たちでつくっていけるように育てていたら後が本当に面白く育っていくのだけでも、そこも管理されてしまうということになると、なかなか次の課題が見えてこない。そういう意味で、長く学童の保育に、幼児の保育ほどの力を注いでこなかったということのツケが回ってきているということがありますが、府中だけでは何ともならない問題でもあります。ですから、私たちはできる範囲で、小学生の子どもたちが、その子らしく豊かに育っていくための環境をどうつくっていくのかということをやっとずっと考え続けていくというのを、この審議会の1つの大事なテーマだと自覚を改めてしたいなと思います。

こういうことだったらできるのではないかというご提案があれば、どんどんまた出していただければと思いますけども、学童はしばらく大きな課題なのだとすることを頭に置いておいてください。どうもありがとうございます。

ほかに何かございますか。はい、お願いします。

委員

2点あります。

1点が「青少年健全育成活動の推進」について、緊急避難の家が、現在10%ほど減少していると思います。72ページの施策の方向性で、「ともに広く認知されるよう」と。現状はPTAの保護者が、緊急避難の家どこに行けばいいか、どういう人が住んでいるかも分かんないよと。要は、人とのつながりが少なくなっていて、緊急避難の家を増やしたいのだけど増やせないという課題があるよと。避難した先で、さらに被害に遭う可能性が心配される。人とのつながりが多くあった頃は、「あその家は大丈夫」と広がっていった情報が、つながりが希薄化している今、わからない。そうなったときに、例えば推薦制度とまではいかななくても、「この人のうちだったら大丈夫だよ」というように、自治会の役員さんとか会長さん等からの推薦で増やしていけばいいなと思います。これがあると不審者の抑止力にはなると思うのですよ、特に住宅街など。今あるものを認知してもらう活動はすごく大事だと思うのですが、もう一步踏み込んだところで何か動いていただきたいのが1点。

あともう1つ、ひとり親家庭の支援について、支援事業の延べ相談件数が記載されていますが、使われていない数字をもう少し出したほうがいいのかという感じがしました。令和2年におけるひとり親世帯数2,400世帯ぐらいに対して、延べ相談件数が2,800件とありますが、おそらく相談される方は何回もされると思うので、2,400世帯のうち、600世帯ほどしか使っていないのかなと勝手に思いました。延べ相談件数だと実際に相談のあった世帯数が見えないので、どのくらいの割合でひとり親世帯に支援がされているのか分かるように細かく算出したらどうでしょうか。こんなに利用者が少ないから「各種支援制度の周知徹底を図ります」としたほうが、つながりが出るのかなという感じはしました。

以上です。

会長

はい、ありがとうございます。今2点出ましたけれども、72ページの施策の方向性で、環境浄化、非行防止、それから子どもの緊急避難の家というのがあるけれども、これが必ずしも知られていないということですね。この辺りについて、どなたか説明できますか。はい、お願いします。

事務局

緊急避難の家の件ですけれども、現状推薦制度的なものはやっておらず、基本的には自発的にボランティアでやっただいていてというところで、毎年継続するか否かをお伺いする中で、年々減少傾向にあるという現状です。ご指摘にもありましたけども、基本的には商店などに登録いただいている中で、個人で手を挙げてくださる方もいるのですが、やはり同じように、二次被害を心配するようなご意見をいただいております。そういったところは内部でも最近本当に議論になったところで、身辺調査なり、そのあたりはある程度必要なのかなと考えています。おっしゃるとおり抑止力にはなる取組だと思っていますので、今後具体的にこの計画の段階でどこまで書き込めるかは分からないのですけれども、将来的に広げていくという施策の方向性で、書いてみたいなど考えています。

以上です。

会長

はい、ありがとうございます。

もう1つ、ひとり親家庭の数というのは正確にある程度分かっていますかということです。

事務局

ひとり親世帯については、私たちも5年に1回の国勢調査で把握をしていくような状況でございます。今お話をいただいたように、ひとり親世帯のうち、どれだけの世帯が私どもにつながっているかを把握するのに、相談に来た実世帯数というのは、あると確かにいいなと思うのですが、相談については、月々相談内容を東京都に提出をしている関係で、私どもが使っている相談のシステムが、相談がスタートの把握でして、世帯がスタートではないので、実世帯を把握するというお話になると、集計の仕方そのものを見直す必要が出てまいります。今おっしゃっていただいている、どれだけサービスが使われているかの把握というは、確かに今後あったほうがいいのかなと思うところなのですが、システムの見直し等にはハードルが幾つかありまして、今は何とも言えないため、ひとまず状況をお伝えします。すみません。

以上です。

会長

ということで、もしある程度実体を正確につかんで行政をやるべきではないかということであれば、府中市のおおよそのひとり親世帯数をいつも把握しておく必要があるということですね。ただひとり親の世帯数は、刻々変わりますから、正確にはつかみようがないのですけどね。ただ、73ページのひとり親家庭自立支援事業の支給人数はとても少ないですね。だから、まだやはり周知されていないのかもしれませんがね。増えていくことがいいかどうかということまたあるのですけども。これから本当にひとり親家庭増えるという傾向にあるのですよね。ですから、支援を丁寧にしていくことがテーマとして出されたということだと思います。

ほかに何かございますでしょうか。はい、委員お願いします。

委員

先ほどの公共施設の通信環境の整備は、すばらしいと思っています。やはり縦割りの問題があると考えていて、教育委員会が今、教職員の働き方改革に取り組んでいます。教職員の人手不足は、子どもの勉強や悩みに寄り添うことができなくなるため、子どもの環境に影響します。そのため、子どもが長時間いる学校についても、この子ども・子育てで支援していくことができないかな、と思います。

事業によって担当の課が異なるとは思いますが、様々な取り組みについて全庁的に取り組めたらいいという気がしています。

以上です。

会長

こちらではそうやって言っても、縦割りを何とかなくすためには、やはり上から動かないと。

委員

コロナの前は市長が市民協働ということで共に働くで、担当がいなくても隣の課と一緒に対応してくれるなど、最初はトラブルもありましたが、よくなったねと言った後に、コロナでその話はどこへ行っただのか、という雰囲気がありますけど、一時はできていて。府中のすごいところなのですけど。

会長

それまた思い出して、どこかに書いてください。新しく建物も変わった。かえって縦

割りが強くなったということのないように、ぜひ私たちもお願いしたいと思いますけども。本当におっしゃるとおりなのですよね。ただ、それぞれ専門に分かれているということも大事なので、縦の流れと横のつながりをうまくバランスとっていくことですね。

委員

府中らしくという部分に関して、例えば第二中学校であれば、ラグビーのゴールを設置してラグビー部ができたのですよ。そこに東芝やサントリーが来て一緒に指導するとか。あとは、若松小学校が航空自衛隊の納涼祭で国府太鼓を披露するとか。今度、若松小はよさこいへも大分、PTAも含めて先生たちも含めて出るとか、第七小学校でも今太鼓ができていたりします。いかんせん、指導者の課題が、教職員の数が少ないから顧問が持てないので、外部指導者を立ち上げようとしたんですが頓挫してしまいました。専門の人を雇うとかということを積極的にすれば、子どもの居場所や教員の課題、府中らしさを出した活動に対応ができると思うのですが、なかなか難しくて。5月5日にある武蔵台での子どもたちと楽しむ会に200人くらい連れていくのですよ。地域から寄附をもらって。だから、それぞれはやっていて、年に一度の云々で練習もおはやしもしているのだけど子ども・子育て1つではなくて、そこへ教育委員会や、体育協会がきていただいて、その環境をつくらないとなかなか具体性に欠けているような気はしています。

会長

今少し思いついたのだけど、さきほど委員が、府中らしい子育ての応援となったら、府中はやはりラグビー。だとしたら、少年ラグビー部が沢山できているとか、小学校にも全部ラグビー部があるとか、ここからすごい選手が育っていついてるとか。澤穂希さんも、府中だよね。サッカー、バスケット。もう少しスポーツできる場所があちこちにあったり、若手の選手の養成を町ぐるみでやっているよという町にするか。

委員

以前、NPOボランティア祭りのシンポジウムを府中のスポーツということで、サントリーラグビー部、東芝、そしてFC東京、NECバレー部、あとトヨタ、今アルバルクバスケットボール、その関係者、監督をお呼びして、実施しました。その後市長も関わってスポーツタウン府中ということで、ラグビーが強くなって、本当に府中の宝だなと思っています。

会長

そうですね。ラグビーがここまで強くなるとは思わなかったものね。府中というのは皆さんの憧れですから。

委員

場所がという話をされたのだけど、第七中学校のところに少年野球場の大きなグラウンドがあるのですよ。小学校は、結構強いのですが、中学校にクラブがないのですよ。今サッカー部もないし、野球部もなくなってしまっ。

会長

規模が小さいからね。

委員

規模が小さいので顧問がいない。

会長

なるほど。今は中学の部活も合同で活動しなければいけなくなっているのですよね。

委員

ただ、小学生は今アルバルクの練習場が隣にあるのですよ。そこへは行って、いろいろ教えてはもらっているのですが。

会長

部活もね、学校単位でやるのではなくて、ヨーロッパみたいに社会の地域にあるようなクラブにしていってほしいのが合っているのではないかな。今日はそのことについてあまり議論できませんけど、府中の売りというのは、最初はスポーツというのはやっぱりあるなと思ってね。もう時間がせまっている中、1回どこかで議論したいなと改めて思いましたね。

何かほかにありますか。はい、じゃ委員お願いします。

委員

今の府中のつながりで思っていたのが、66ページに、「子ども・若者として自由に過ごせる場所を増やす」ということと、「様々なニーズや特性を持つ子ども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つ」ということで、例えば、町内会のお祭りに任せるとか、スポーツタウンとして各企業のスポーツ分野に協力してもらうという文言を入れると、少しは府中らしくなるのかなとふと思いました。

質問なのですが、67ページの施策の、「全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができる環境整備を目指している」というのは、どこら辺まで目指しているのでしょうか。放課後に多様な体験となると、けやきッズと学童が絡むと、それはそれで大変なのかなと思いました。

以上です。

会長

今のことで何か。お願いします。

事務局

環境整備と書いてあるのですが、子どもの数に応じて場所を全て用意するといった意味ではなく、必要としている子どもが、学童クラブや放課後子ども教室をハードルなく使えるようにといった方向性で書かせていただいております。

以上です。

会長

いいですか。そろそろ時間になってきたので、どうしてもこれだけということがございましたら。

委員

1つだけ、簡単なことで。

会長

では、委員までにしておきます。

委員

申し訳ございません。学童は、おやつがあつて、けやキッズはないというのは、疑問が残ります。本当におやつが必要であれば、けやキッズにもおやつを持ってきていいとするなど、揃えることも必要なのかなと。これは検討してくださいということで。

以上です。

会長

それはどこで検討するかというのがありますけどね。学童のおやつも検討してほしいということが意見として出たということですね。

もうよろしいでしょうか。もっとまたあると思いますけど、またいつかこういうことを議論できる会をつくりたいですね。

それでは、どうもすみません。その他に移りたいと思います。お願いいたします。

事務局

それでは、事務局より2点連絡事項がございます。

1点目ですが、本日の審議会の会議録につきましては、事務局で作成し、後日委員の皆様には内容の確認依頼をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

2点目ですが、次回の審議会の開催につきましては、先日開催通知をお送りしましたとおり、9月11日、第6回が10月10日の開催を予定しております。通知でお知らせをいたしますが、次回の第5回の会場が、旧みどり幼稚園の会議室となっておりますのでご承知おきください。

10月10日の第6回につきましては、同じこちらの会場でございます。場所が異なり申し訳ございません。

以上でございます。

会長

ほかに皆さんから何か連絡事項ありますか。特にないようでしたら、以上で本日の会議を終了させていただきます。ご協力ありがとうございました。